

神建技第 477 号-2  
令和 5 年 9 月 6 日

建設事業外部評価委員会 会長 様

神戸市長 久 元 喜 造

## 審 議 依 頼 書

下記の事業につきまして、本市で実施しました事業の評価について、貴委員会での審議をお願いいたします。

記

1. 対象事業

裏面「令和 5 年度審議対象事業一覧表」のとおり

2. 担 当

建設局技術管理課

TEL 078-595-6033

## 令和5年度 審議対象事業一覧表

番号	事業名	事業採択年度	事業着工年度	事業完了(予定)年度	前回再評価実施年度	行政評価区分		所管課	所管省庁名
						条例区分	再評価区分(国)		
1	国際競争拠点都市整備事業 (神戸都心・臨海地域)	R1	R1	R11	—	①	②	都市局 都心再整備本部 都心再整備部 都心三宮再整備課	国土交通省
2	阪神電鉄本線連続立体交差事業 (住吉駅東方～芦屋市境)	S58	H3	R7	R3	④	④	都市局工務課	国土交通省
3	公営住宅等整備事業 (地域居住機能再生推進事業 桜の宮周辺地区)	H25	H26	R8	H30	①	②	建築住宅局 住宅整備課	国土交通省

※条例区分とは、神戸市行政評価条例施行規則において定める、

- ①：国庫補助事業のうち、実施を決定した後実施機関が定める期間未着手であるもの及び実施機関が定める期間継続中であるもの
- ②：一定規模以上の建設事業のうち、実施を決定した後5年間未着手であるもの
- ③：一定規模以上の建設事業のうち、実施を決定した後10年間継続中であるもの
- ④：社会経済情勢の変化等により実施機関が必要があると認める建設事業

※再評価区分(国)とは、国庫補助事業において、

- ①：事業採択後一定期間(5年)が経過した時点で未着工の事業
- ②：事業採択後一定期間(5、10年間)が経過した時点で継続中の事業
- ③：再評価実施後一定期間(5、10年間)が経過している事業
- ④：その他、社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業